

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

三田市長 田村 克也

市町村名 (市町村コード)	三田市 28219
地域名 (地域内農業集落名)	三田 (下深田)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和8年2月6日 (第3回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

地域内農地は、ほ場整備がほぼ完了しており、放棄田の発生はほとんどありません。収益性の悪化により、農業を維持することが困難となってきています。担い手の高齢化も進んでいることから、さらなる農作業の省力化が求められます。今後は他地域の農業経営者(法人、認定農業者など)との連携が必要です。若者が地域に定住せず、兼業農家の減少が進んでいます。農業従事者の高齢化が進んでおり、世代交代の時期であり後継者がいない農地は出てきているが、新規就農者の参入が多くなってきており、担い手の確保は現状では十分である。また、10年位前からオペレーターも入ってきてもらっている。水路の老朽化が進んでおり、維持管理が課題である。

(2) 地域における農業の将来の在り方

今後も引き続き水稻栽培を中心に進めていく一方で(一部山田錦)、ここ数年新規就農者が増えてきており、収益確保のために高収入作物の栽培について検討していくと共に多種類の野菜を栽培していく。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	26.2 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	24.0 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地を農業上の利用が行われる区域とする。

注: 区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
耕作困難となった農地は、拡大意向のある村の担い手(大西農園、笹谷敦史、前川和也他)に農会で集積・集団化を支援・調整をしていく。
(2)農地中間管理機構の活用方針
従来通り耕作困難となった農地で、農家の意向を踏まえ活用して集積・集約化する。
(3)基盤整備事業への取組方針
現在のところ予定はない。 水路の整備を順次進めていく。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
集落営農の可能性を検討していく。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
現在、水稻の航空防除を依頼しており、今後も継続していく。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④畑地化・輸出等	<input type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input type="checkbox"/> ⑨耕畜連携等	<input type="checkbox"/> ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

--